**暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書**

令和　　年　　月　　日

公益財団法人北九州産業学術推進機構

理事長　　松永　守央　　殿

　住所

　名称

　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

　生年月日　T･S･H　　　年　　月　　日

私は、公益財団法人北九州産業学術推進機構と契約を締結し、その債務を履行するに際し、次の事項を誓約します。また、下記の誓約内容に基づき、身元確認のため、必要な官公庁へ照会することに同意します。

**１　自社は、契約締結から履行が完了するまでの間、次のいずれかに該当いたしません。ただし、該当することが判明した場合、公益財団法人北九州産業学術推進機構における契約の解除権を認めます。また、解除により自社に損害があっても、公益財団法人北九州産業学術推進機構はその損害の賠償の責めを負わないものとします。**

（１）役員等又は使用人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（２）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（３）役員等又は使用人が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

（４）役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

（５）役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（６）暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。

（７）再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が第１号から第６号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（８）第１号から第６号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（第７号に該当する場合を除く。）に、公益財団法人北九州産業学術推進機構が自社に対して当該契約の解除を求め、これに従わなかったとき。

**２　上記の誓約事項に違反があった場合に、公益財団法人北九州産業学術推進機構における損害賠償請求権等が生じることを認めます。**

（１）前項の規定により、この契約が解除された場合は、自社は契約金額の１０分の１に相当する金額を違約金として納付いたします。

（２）前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することとします。